

第4次

高梁市 教育振興基本計画



一人ひとりの幸せとよりよい社会を実現する人づくり

令和8(2026)年3月
高梁市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1

第2章 本市の教育を取り巻く状況

1 教育を取り巻く社会情勢	2
2 第3次計画における取組の主な成果と課題	3

第3章 計画の基本構想

1 基本構想の骨子	7
2 基本目標	7
3 目指す学校・地域の姿	8
4 基本方針	9
5 進捗状況の点検と計画の見直し	9

第4章 計画を推進するための施策展開

基本方針1 未来を拓く学びと育ち

施策1 Society5.0の時代に活躍できる力を育てます	10
施策2 多様な体験を取り入れた探究的な学習を展開します	12
施策3 心の教育を充実し、多様な教育ニーズへの支援に努めます	13
施策4 一人ひとりの自立を目指した特別支援教育を推進します	15
施策5 健やかな体づくりと食育を推進します	17
施策6 地域と連携・協働し、活力ある学校・園づくりに努めます	19
施策7 就学前から小・中・高、大学までを見通した教育を推進します	21
施策8 地域に応じた教育体制づくりを進めます	23
施策9 学校園等施設・設備の環境整備を図ります	24

基本方針2 学び・文化・スポーツを通じた共に生きる社会の創造

施策1 誰もが楽しみ学び続ける生涯学習活動を推進し、学びの輪を広げます	26
施策2 社会教育施設の魅力を高めていきます	28
施策3 地域と家庭、学校、行政が協働し、まち全体で子どもを育む環境づくりを進めます	30
施策4 人権を大切に共生のまちづくりを進めます	32
施策5 地域文化・芸術活動を振興します	33
施策6 文化財の保護・保存と有効活用を図ります	35
施策7 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します	37
施策8 スポーツ施設を活用した広域的なスポーツ交流を推進します	39

資料編

・高梁市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱	43
・第4次高梁市教育振興基本計画策定検討委員会	45
・高梁市教育大綱	46
・高梁市教育全体構想図「たかはしベーシック」	47
・高梁市立学校園等位置図	48
・高梁市立学校園別在学（園）者数・学級数及び学校給食数	49
・高梁市の社会教育施設等一覧	52
・高梁市のスポーツ施設一覧	53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

第3次高梁市教育振興基本計画が令和7（2025）年度をもって計画期間の満了を迎えることから、社会情勢の変化など、教育環境の動向を適切に踏まえつつ、これまで本市が講じてきた各種施策の成果と課題を的確に検証し、次期計画に反映させることが求められています。

また、高梁市総合計画における教育分野の施策の具体化を図るとともに、関連する上位計画や各種分野別計画との整合性を確保しながら、本市の地域性及び独自性を適切に反映させることにより、今後の教育の在り方と推進すべき方向を明確化する必要があります。

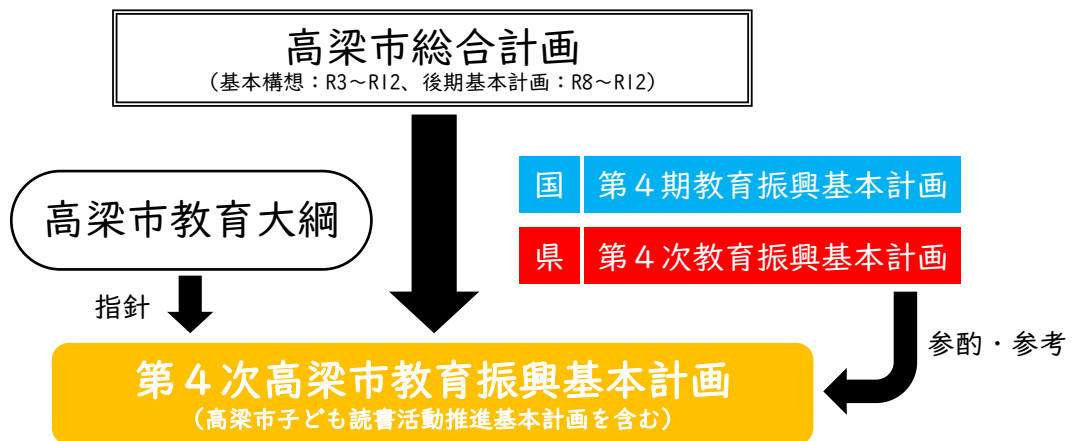
これらを総合的に整理し、市民に対して本市教育の基本的方向性と推進方策を提示することを目的として、第4次高梁市教育振興基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」及び県の「第4次岡山県教育振興計画」を参考にするとともに、「高梁市総合計画」の施策をより具体化するために、高梁市長が高梁市教育委員会と協議して定めた「高梁市教育大綱」を指針としています。

また、本計画には、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき策定する、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の内容も含むものとします。



3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
高梁市総合計画	前期基本計画（R3～R7）					後期基本計画（R8～R12）				
高梁市教育振興基本計画	第3次計画（R3～R7）					第4次計画（R8～R12）				
教育振興基本計画（国）	第3期計画		第4期計画（R5～R9）			次期計画				
教育振興基本計画（県）	第3次計画（R3～R6）			第4次計画（R7～R10）			次期計画			

第2章 本市の教育を取り巻く状況

1 教育を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の進展と人生100年時代の到来

日本の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じており、本市においても、昭和25年（1950年）の75,824人をピークに人口が減少するとともに、少子高齢化が加速しています。そうした中で、小中学校の小規模化が進み、集団生活の中で社会性を育てることや切磋琢磨する機会が得にくくなっています。また、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域社会も大きく変わりつつあり、地域における人間関係の希薄化や教育力の低下などが懸念されています。

さらに、平均寿命の伸長により人生100年時代を迎える中で、一人ひとりが生涯にわたり豊かな人生を送るためには、年齢や状況に応じた学び直しや経験の積み重ねを継続することが重要です。このため、本市においても、幼児期から高齢期までのあらゆるライフステージに応じて、自らに必要な知識や能力を身に付け、それらを発揮することができるよう、一層の生涯学習を推進していくことが必要となっています。

(2) グローバル化する社会

将来の予測が困難なVUCA^(注1)時代においては、社会の持続的な発展のために学び続ける人材の育成が必要となります。深刻さを増す少子高齢化や混迷の度を増すグローバル情勢、自然災害の激甚化といった諸課題を自らの課題として捉え、その解決に向けて自ら考え、行動する力を身に付けることが求められます。我が国の若者は、諸外国と比較して、社会問題への関心や参画意識が低いとのデータもあり、こうした様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育むことが求められます。

本市では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、多様な体験を取り入れ、地域や企業などと協働しながら課題の解決に取り組む探究的な学習を推進しています。こうした学習を通じて、子どもたちは身近な地域課題をテーマに知識や探究力を高めつつ、将来的にはグローバルな視点から多様な課題に柔軟に対応できる力を身につけていくことが重要です。これらの力を基盤として、日本や外国の言語・文化への理解を深め、多様な価値観を尊重しながら世界で活躍できる人材の育成を目指していくことが求められます。

(3) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に深刻な影響を及ぼすとともに、私たちの日常生活の在り方を大きく変えました。その一方で、世界的にデジタル化を加速させる契機にもなり、教育現場でもその波が押し寄せました。本市においても、GIGAスクール構想^(注2)による1人1台端末の早期整備に加え、遠隔授業やオンライン会議システムの導入が進み、学びの姿は大きく変化しました。

また、生成AI^(注3)やロボット技術などの先端技術は日々進化し、EdTech^(注4)の

普及や探究的な学びを支えるSTEAM教育^(注5)の重要性も高まっています。ICTの活用は特別な取組ではなく「日常的なもの」となりつつある現在、本市のICT環境を最大限に活用し、さらなるデジタル化の推進に取り組んでいきます。

(4) 多様化する子ども

現在の学校現場には、特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒、さらには貧困問題など、多様な状況にある子どもたちが在籍しています。また、いじめの認知件数や重大事態の発生件数、暴力行為の発生件数、不登校の児童生徒数が増加傾向にあるなど、様々な生徒指導上の課題にも直面しています。

本市においても、社会環境が複雑さを増す中、多様な児童生徒が在籍しており、いじめや不登校も減少傾向に向かっているとは言えない状況にあります。

学校が、全ての子どもたちにとって安心して楽しく通える魅力ある環境であることが求められるとともに、子どもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、多様な児童生徒を包摂しながら、様々な課題を乗り越えて一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが課題となっています。

(5) 国の動向

国においては、少子化・人口減少やグローバル化の進展等の様々な社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化など、将来の予測が困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤として、「第4期教育振興基本計画」を令和5年6月に策定しています。計画では、教育基本法を普遍的な使命とし、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調に、2040年以降の社会を見据えた教育政策の総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング^(注6)の向上」を掲げています。

(6) 岡山県の動向

岡山県では、令和7年2月に第4次岡山県教育振興基本計画を策定し、「夢に向かって、心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成を基本目標に定め、誰一人取り残されない学びの実現に向けて、学校が誰もが通いたくなる場所となるよう、課題解決型学習や夢育等の推進をはじめ、情報活用能力の育成、不登校児童生徒等への早期支援や学びの場の確保、学校における働き方改革の推進などに取り組むこととしています。

2 第3次計画における取組の主な成果と課題

(1) 心身ともにたくましい子どもが育つ教育を進めます

成 果

- ・ 学力向上を目指した授業改善に取り組むとともに、小・中・高等学校の異なる校種の教職員が連携して行う研修や学び合いの場を計画的かつ継続的に推進し、教員の指導力を高めてきました。

- ・ 1人1台端末の導入を通じて、児童生徒がICTを日常的に活用できる学習環境を整備し、学びの幅を広げることができました。また、教員に対しても多様な研修プログラムを実施し、授業におけるICT活用能力の向上を図りました。
- ・ 市内のすべての学校に学校運営協議会を設置したことにより、地域の知見や資源を教育に生かす体制が整備され、子どもたちにとってより多様で充実した学びの場を確保するとともに、地域全体で子どもの育ちを支える教育基盤を構築することができました。
- ・ 就学前から大学までを見据えた一貫教育の推進に取り組む中で、市内高校の魅力化及び小・中・高等学校の連携強化を積極的に進め、特に県立高等学校については、市内外からの入学者の確保を図ることができました。
- ・ 小学校と中学校の9年間の教育を一貫して行う市内初の義務教育学校^(注7)(有漢学園)を整備するとともに、就学前の子どもに対して、質の高い教育保育を提供するため、幼保連携型認定こども園(高梁こども園)を整備しました。
- ・ 児童生徒数が減少する中、子どもたちにとってよりよい教育環境の充実を図るため、令和6年11月に「高梁市立学校園適正配置計画」を策定しました。また、学校給食センター再編検討委員会からの提言を受けて再編方針を策定し、令和8年4月からの学校給食センターの再編と調理等業務の民間委託を実施することとしました。

課 題

- ・ 全国学力・学習状況調査の結果では、目標指数を下回る教科が依然としてあることから、一人ひとりに応じた個別最適な学びの指導を工夫するとともに、単なる知識の習得ではなく、自ら課題を発見し、考える力を育む探究的な学習を一層推進することで、児童生徒主体の学びを目指していくことが重要となります。
- ・ いじめ等の問題行動や不登校の認知件数は増加しており、早期発見・早期対応による安心で安全な学校づくりを進めていくため、組織的対応力の強化や保護者との連携を引き続き図っていくことが求められます。
- ・ 全国や県と比較して、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が多い傾向にあることから、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室など、多様な学びの場における特別支援教育の体制整備を充実していく必要があります。
- ・ 部活動の地域展開に向けて、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会を確保するため、仕組みの周知、保護者の理解を得ること、また、地域のスポーツ関係団体や文化芸術団体、ボランティア団体等の協力を得ていくことが求められます。
- ・ 学校施設の老朽化により改修を要する施設は増加している中で、改修や更新に必要な経費も高騰しており、財源の確保はもとより、施設の長寿命化や学校園の適正配置を見据えた整備計画を行う必要があります。

(2) 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

成 果

- ・ コロナ禍にあっても、創意工夫を凝らしながら公民館講座や体験講座を継続的に実施することで、地域の特色を生かした学習機会や世代間交流の場を広げることができました。また、公民館を核とした地域課題解決型の取組を推進したほか、地元企業と連携した実践的な学習機会の拡充にも取り組みました。
- ・ 図書館司書やボランティア団体による読み聞かせ活動などを通じて、子どもの年齢に応じた読書体験の機会を確保しました。また、高梁市図書館では、多様な講座やイベントの開催に加え、交流スペースを設けることで、市民の学習意欲の向上を図るとともに、人と活動が自然に交わる場づくりを進めました。
- ・ 備中松山城跡や吉岡銅山遺跡の保全整備及び発掘調査を実施し、文化財の保護・保存と調査・研究を継続的に進めました。また、旧吹屋小学校校舎を保存修理し、日本遺産センターとして開館したことで、町並み散策とあわせて吹屋の歴史を学べるようになりました。
- ・ スポーツ協会や総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団などとの連携の下、市民スポーツ祭など各種大会の開催や活動により、市民がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむ機会を提供することができました。また、プロスポーツチームのリーグ戦や広域的なスポーツイベントの開催を通じて、市民の交流の場が広がり、スポーツ人口の拡大や新たな層へのアプローチを進めることができました。

課 題

- ・ 公民館講座については、少子高齢化の影響もあり、受講者数は減少傾向にあります。また、若者の地域参画は十分とはいえず、体験活動参加者の固定化や学習機会の地域間格差、活動を支える人材の育成が課題となっています。
- ・ 社会教育施設では施設の老朽化が進んでいるものがあり、改修費用が大きな負担となることから、長期的な視点で計画的に維持・改修を行う必要があります。
- ・ 文化団体では構成員の高齢化が進み、若年層の新規参加が少ないことから、活動の継続性が懸念されています。文化施設では利用者数が伸び悩んでおり、今後の施設の在り方を検討していく必要があります。
- ・ 仕事や家庭、生活環境等の理由から 20 代から 50 代は、運動・スポーツを「あまりしていない」傾向があり、誰もが身近で気軽に参加できる場の充実が課題です。
- ・ スポーツに関する情報は多様な媒体で発信されているものの、市民への浸透度は十分でなく、参加のきっかけづくりとしては限られています。また、地域団体や関係機関の連携・協働体制も限定的であり、情報共有や他の地域も含めたネットワークの強化が求められています。

- ・ 市内のスポーツ施設は、建設後 30 年以上経過したものが多く、老朽化や維持管理コストの増大が課題となっています。加えて、類似施設の分散や利用率の偏りも見られるため、施設の再編・集約化や効果的な活用方策の検討が必要です。

(注1) VUCA

現代社会の複雑で予測が難しい状況を表すために用いられる概念で、「変動性 (Volatility)」「不確実性 (Uncertainty)」「複雑性 (Complexity)」「曖昧性 (Ambiguity)」の頭文字を取ったもの。

(注2) GIGAスクール構想

1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することで、教育の質向上と、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指す構想。

GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。

(注3) 生成AI

文章・画像・音声などの新しいコンテンツを自動で作り出す人工知能で、創作や業務支援など様々な分野で活用されている。

(注4) EdTech

教育における AI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

(注5) STEAM教育

Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術)、Mathematics (数学) 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育。

(注6) ウェルビーイング

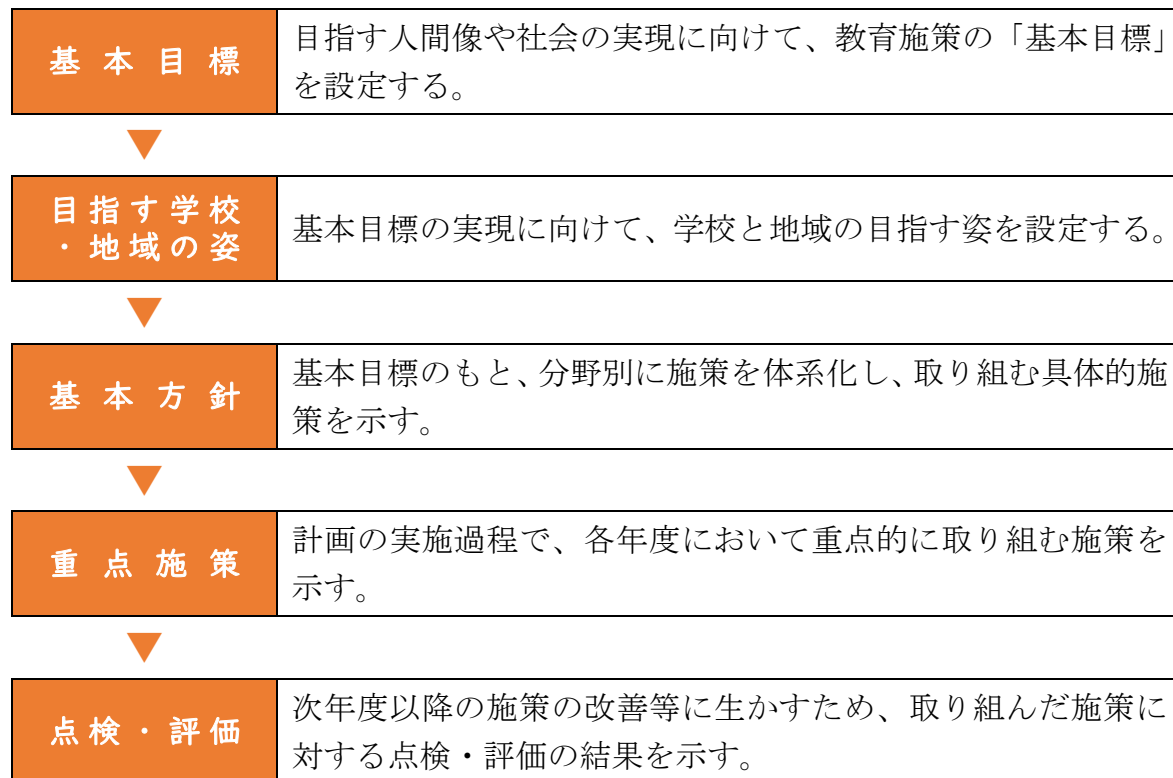
身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(注7) 義務教育学校

平成 27 年に学校教育法等が改正され、心身の発達に応じた小中一貫教育を行うことを目的として、小学校から中学校までの 9 年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の制度が創設されたもの。

第3章 計画の基本構想

1 基本構想の骨子



2 基本目標

一人ひとりの幸せとよりよい社会を実現する人づくり

○心豊かにたくましく学び続ける人

豊かな心を育み、健やかな体づくりを進め、人生100年時代において、誰もが生涯を通じて活躍し、生きがいをもって生活できるような人を育成します。

○自立し社会に参画できる人

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として、社会の一員として、自分の果たす役割を自覚し、他者とともによりよい地域や社会づくりに参画する人を育成します。

○志をもち挑戦する人

主体的で強い意志の下で、自ら積極的に挑戦し、社会の変化や課題に柔軟に対応することができる人を育成します。

3 目指す学校・地域の姿

基本目標の実現に向けて、学校と地域の目指す姿を以下の視点で設定します。

(1) 未来を拓く力を伸ばす学校・行きたくなる学校の実現

- ・ 学習機会を保障し、一人ひとりの子どもが能力を伸ばし社会で自立し生きる基礎を培うとともに、社会の形成者として必要な基本的資質を養う学校を実現します。
- ・ 自ら課題を見出し、知識や技能、情報技術等を活用して課題を探究する学習を重視し、生涯にわたり必要となる学ぶ力と学び方を獲得できる学校を実現します。
- ・ 学びたい、やりたいことがある、わくわくすることがあるなど、子どもが行きたいと感じる学びと活動がある学校を実現します。

(2) 学校間及び学校外との多様な連携協働による地域・社会の担い手育成

- ・ 就学前から小中高校、大学まで校種を超えた連携を推進し、より多様な関わりの中で自分や地域・社会の未来をデザインする力や意識を高めます。
- ・ 地域や社会に関わるリアルな学びを通して、社会の担い手として必要な協働力・コミュニケーション力、主体的に考え行動する力を育み、積極的に地域や社会に参画していく意欲と態度を育成します。

(3) 世代を超えてつながりウェルビーイングの高い地域・社会の実現

- ・ 誰もが生涯を通じて学習や文化・スポーツ活動等に取り組むことができ、多様性を認め互いに尊重しながら学び合いつながり合う環境づくりを行うことで、豊かな自分とよりよい地域の実現を図ります。
- ・ 家庭の教育力向上を支援するとともに、地域が学校とも連携しながら地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めます。
- ・ 子どもや若者が地域をフィールドとした様々な活動に積極的にチャレンジし、地域に参画しながら未来の担い手として成長できるよう、それを支える地域や大人の教育力向上を図ります。

(4) 目指す学校・地域の実現を支える人材の育成

- ・ 常に自らの専門性を高めるとともに、教育の最新の動向にも対応できるよう、高梁市の実態を踏まえた研修機会を設定し、教職員として必要な資質・能力の向上を図ります。
- ・ 子どもたちが多様な人との関わりの中で成長できるよう、学校と地域の連携協働を効果的に進める教職員、及び子どもの地域での活動を支える地域人材の育成を図ります。
- ・ 地域での学びと交流等を通じて、幅広い世代の市民が生きがいと自己の成長を実感できるよう、支援人材の育成を図ります。
- ・ 生涯を通じて、地域での活動を支える人材を育成します。

4 基本方針

本計画では、基本目標のもと、各分野における現状と課題を踏まえ、「未来を拓く学びと育ち」と「学び・文化・スポーツを通じた共に生きる社会の創造」の基本方針を設定し、以下のとおり分野別に施策を体系的に整理します。

基本方針1 未来を拓く学びと育ち

- 施策1 Society5.0の時代に活躍できる力を育てます
- 施策2 多様な体験を取り入れた探究的な学習を展開します
- 施策3 心の教育を充実し、多様な教育ニーズへの支援に努めます
- 施策4 一人ひとりの自立を目指した特別支援教育を推進します
- 施策5 健やかな体づくりと食育を推進します
- 施策6 地域と連携・協働し、活力ある学校・園づくりに努めます
- 施策7 就学前から小・中・高、大学までを見通した教育を推進します
- 施策8 地域に応じた教育体制づくりを進めます
- 施策9 学校園等施設・設備の環境整備を図ります

基本方針2 学び・文化・スポーツを通じた共に生きる社会の創造

- 施策1 誰もが楽しみ学び続ける生涯学習活動を推進し、学びの輪を広げます
- 施策2 社会教育施設の魅力を高めていきます
- 施策3 地域と家庭、学校、行政が協働し、まち全体で子どもを育む環境づくりを進めます
- 施策4 人権を大切にする共生のまちづくりを進めます
- 施策5 地域文化・芸術活動を振興します
- 施策6 文化財の保護・保存と有効活用を図ります
- 施策7 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- 施策8 スポーツ施設を活用した広域的なスポーツ交流を推進します

5 進捗状況の点検と計画の見直し

計画の実施にあたっては、各年度において重点的に取り組む「教育行政重点施策」を策定・公表し、計画を着実に進めるよう努めます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会では、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自ら点検・評価を行います。その結果については、評価委員から意見を聴取した上で報告書を作成し、議会へ提出するとともに、市民へ公表します。

さらに、この点検・評価の結果を、次年度以降の施策の改善等に生かすとともに、社会情勢や国の制度改正など教育を取り巻く状況の変化に合わせ、必要に応じて計画内容を見直していきます。

第4章 計画を推進するための施策展開

基本方針Ⅰ 未来を拓く学びと育ち

施策Ⅰ Society5.0の時代に活躍できる力を育てます

現状と課題

- ・ Society5.0^(注8)の時代に活躍できるための資質・能力を、確実に身に付けさせることが求められていますが、全国学力・学習状況調査の本市の結果は、全国平均正答率に届かない状況が続いています。そのため、学習指導要領の趣旨に沿うよう授業改善を進め、教職員の指導力向上が必要です。
- ・ 検索や教員の指示による児童生徒のICT機器の使用は進んでいますが、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実^(注9)を図る必要があります。

施策の方向

育成をすべき資質・能力を理解した上で子どもたち一人ひとりを把握し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進するとともに、授業力を高め予測困難な課題に対応できる、学び合う教職員集団を育成します。

子どもたちが落ち着いた環境で主体的に学ぶことができるように、市独自の学級編制の弾力化等をするとともに、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。

また、子どもたちが必要なマナーやモラル等を身に付けながら、情報活用能力を高めることができるよう、ICT機器を効果的に活用した学習を推進します。

主な取組

◆確かな学力の育成

主体的・対話的で深い学びの実現等、学習指導要領の趣旨に則った授業改善を進めていく中で、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を踏まえた思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。具体的には、全国及び県学力・学習状況調査の結果を分析した改善プランや指導と評価を一体化させた授業改善シート等を活用し、教員の指導力向上に努めます。また、家庭学習を充実させることで、基礎・基本や学習習慣の定着を図ります。

◆ICTを活用した教育の充実

1人1台端末の環境を最大限に活用し、児童生徒の理解度・進度に合わせた取組により基礎・基本の定着を図るとともに、課題解決的な学習で児童生徒同士が主体的にやりとりする等協働的に取り組むことを通して、思考力、判断力、表現力を育成します。また、教職員のICT活用技術向上及び情報モラル教育の充実に向けた研修等を進めます。

◆個別最適化された学びの機会・場の提供

教職員の働き方改革を進める中で、子ども一人ひとりに応じた指導方法を柔軟に設定する等個別最適化された学びの機会・場の提供に努めます。

◆グローバル人材の育成

未来のグローバル人材の育成を見据え、その基盤となる語学力やコミュニケーション力、自国の文化及び異文化を理解する精神等を身に付けた人材の育成を目指し、英語教育の充実とともに、子どもたちが多様な世界の文化に触れる機会を引き続き提供します。

◆教職員の指導力向上

学校訪問を行うことにより、校長の学校経営を支援し、主体的かつ組織的な教育活動の質の向上を図る学校風土を醸成します。また、経験年数に応じた市独自の教員研修を開催し、教職員の指導力向上に努めます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値（義務教育学校はR7. 4～8月の数値）

* 目標指数において、これ以降小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

指標の内容		現状値	R8	R9	R10	R11	R12
全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差	小学校 6年生	-6.4	+0	+0	+0.5	+0.5	+1.0
	中学校 3年生	-3.8	+0	+0	+0.5	+0.5	+1.0
「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した児童生徒の割合	小学校 6年生	63.9%	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%
	中学校 3年生	86.0%	87.0%	88.0%	89.0%	90.0%	90.0%
時間外在校等時間が月平均45時間以内の教員の割合	小学校	91.5%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
	中学校	78.3%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%

（注8） Society5.0

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会で、IoTで人やモノがつながり、AI、ロボット、自動運転といった先端技術を駆使して、少子高齢化や過疎化、貧富の格差といった課題を解決し、誰もが質の高いサービスを受けることができる人間中心の社会のこと。

（注9） 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

児童生徒が、自分にあったペース・方法で学ぶ「個別最適な学び」と、他者と共に学び合う「協働的な学び」という二つの学びを組み合わせることで進めること。

施策2 多様な体験を取り入れた探究的な学習を展開します

現状と課題

- 多様な体験を通じた探究的な学習が各学校で創意工夫してきましたが、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し多様な人と協働しながら深まりのある課題解決をすることにおいて、学校間で取組に違いがあります。
- 探究的な学習では地域を知るだけにとどまらず、児童生徒が自己の生き方を考えながら解決する過程を通して、課題解決する資質・能力を身に付けることが必要です。

施策の方向

多様な体験を取り入れた探究的な学習を、総合的な学習の時間等を中心に推進し、児童生徒の主体性や協働性を育みます。

主な取組

◆探究的な学習の推進

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の総合的な学習（探究）の時間の推進について全市的な体制をつくり、その担当者研修会を開催することで、市全体で育成する資質・能力の共有を図るとともに、具体的な実践を交流することで担当者の力量を高め、各学校での探究的な学習を推進します。

◆郷土愛の醸成に向けた教育の推進

高粱の歴史・伝統文化、山田方谷をはじめ郷土の偉人の業績や生き方、教え等を学ぶことを通して、郷土高粱を愛する心を育てるとともに、高粱の自然や観光資源、産業等をさらに発展させていくために、自ら課題を発見し、進んで解決しようとする心や態度を育てます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容		現状値	R8	R9	R10	R11	R12
「授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合	小学校	83.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%
	中学校	79.9%	80.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%
「指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせている」と最上位の回答した学校の割合	小学校	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
	中学校	66.7%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%

施策3 心の教育を充実し、多様な教育ニーズへの支援に努めます

現状と課題

- ・ 全国学習状況調査の全国値と比較すると、本市の生徒は自己肯定感が高いが児童は低い傾向にあります。また、将来の夢や目標を持ち、努力できる生徒の割合も全国値を上回りますが、児童の割合が下回っています。
- ・ いじめの認知件数や不登校数は減少傾向に向かっていない状況にあります。各学校で早期発見・早期対応に努め、安心して安全な学校づくりを進めていくことが引き続き必要です。

施策の方向

教育活動の様々な機会を捉え、心の教育を推進していきます。いじめ等や不登校の早期発見・早期対応に努め、子どもたちが安心して登校し、学ぶことができる学校環境を整えます。

また、学校園では授業改善や探究的な学習等を工夫し、子どもが行きたくなる学校園づくりを目指します。

主な取組

◆豊かな心の育成

就学前から高等学校段階までの発達段階に応じた心の教育の充実を図り、他者を思いやり命を大切にしたりするなど、子どもたちの人間力の向上を図ります。人権教育、道徳教育、特別活動等、教育活動の様々な機会を通して、積極的に他者と関わり、相手を理解し、多様な価値観を受け入れようとする共生社会の担い手を育成します。

◆いじめ等の問題行動や不登校の早期発見・早期対応

学校生活における児童生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を把握する調査等を通して、いじめ等の問題行動や不登校の芽を早期に発見し、生徒指導提要や県作成の対策スタンダード等を参考にしながら、いじめや問題行動等への対応や不登校解消への支援に取り組む体制をつくります。

また、やすらぎ教室（適応指導教室）等との連携を図りながら、多様な教育ニーズに対応できるように努めます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容		現状値	R8	R9	R10	R11	R12
「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合の全国平均との差	小学校 6年生	-3.9%	-3.0%	-2.0%	-0.1%	0%	+1%
	中学校 3年生	+6.5%	+6.5%	+6.5%	+6.5%	+6.5%	+6.5%
「学校に行くのは楽しいと思う」児童生徒の割合	小学校 6年生	89.8%	90.0%	92.5%	95.0%	97.5%	100.0%
	中学校 3年生	91.5%	92.5%	95.0%	97.5%	99.0%	100.0%
いじめの解消率	小学校	63.5%	78.0%	78.0%	78.0%	78.0%	78.0%
	中学校	81.8%	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%

施策4 一人ひとりの自立を目指した特別支援教育を推進します

現状と課題

- ・ 全国や県と比較して、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が多い傾向にあり、通常の学級、特別支援学級、通級指導^(注10)教室等、多様な学びの場^(注11)における特別支援教育及び支援体制の充実が引き続き必要とされています。
- ・ 障害のある子どもの自立や社会参加に向け、保護者や関係機関等と連携しながら、切れ目のない一貫した支援の充実が求められていますが、生涯を見通した支援の共通ツールである「個別の教育支援計画」等が十分に共有・活用できていない状況です。

施策の方向

通常の学級、特別支援学級、通級指導教室など多様な学びの場における特別支援教育の指導体制を整えます。また、複数回の研修を体系的に計画・実施することを通して、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図っていきます。

関係機関等と連携し、障害のある子どもの就学に向けた相談活動を充実させ、本人や保護者が合理的配慮を踏まえた適切な学びの場を選択できるよう支援します。また、切れ目なく指導・支援が継続されるように、「個別の教育支援計画」等の効果的な活用を図ります。

主な取組

◆校内支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室等、多様な学びの場における特別支援教育の充実を図ります。特に、特別支援学級においては、担任する教員の専門性向上を図るために、特別支援学校免許状の取得を進めます。

◆支援員の継続的配置

特別支援教育支援員^(注12)を適正に配置するとともに、研修の充実を図ることで支援員としての専門性を高め、障害のある子どもの将来の姿を見通した支援を行うことができるようにします。また、医療的ケアを必要とする子どもの支援体制を整備します。

◆適切な教育支援

関係機関等と連携を図り、適切な就学に向けた相談活動を充実させるとともに、教育支援委員会において、障害のある子どもへの適切な支援や就学に向けた助言を行います。

◆特別支援教育ソフトの導入

特別支援教育ソフト^(注13)を活用し、実効性のある「個別の教育支援計画等」を作成することで、障害のある子どもの自立と社会参加に向けた指導・支援の充実を図るとともに、保護者や関係機関等と連携するためのツールとして活用できるようにします。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
小中学校特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許保有率	53.5%	55.0%	55.0%	60.0%	60.0%	60.0%
導入校で、特別支援教育ソフトを活用し、「個別の教育支援計画等」を作成した児童生徒の割合	0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%

(注10) 通級指導

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。

(注11) 多様な学びの場

個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。

(注12) 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする者。

(注13) 特別支援教育ソフト

客観的な実態把握を基に、「個別の教育支援計画等」の作成を行うことのできる教育ソフト。また、計画で立てた目標に紐づく個別最適化された教材を選択・活用することもできる。

施策5 健やかな体づくりと食育を推進します

現状と課題

- ・ 令和6年度全国体力運動能力運動習慣等調査結果によると、本市の体力合計点（平均値）は小学5年生と中学2年生女子については県を上回り、中学生男子は同水準ですが、全体的には体力の低下傾向が懸念されています。
- ・ 令和7年度岡山県学力・学習状況調査によると、平日1時間以上スマートフォン等でSNSや動画視聴をする児童生徒は、小学5年生50.6%、中学校2年生72.8%で非常に高い割合で、睡眠時間の確保についても影響すると考えられます。また、令和6年度学校保健概要調査によると、むし歯の被患率は小学校22.8%、中学校14.3%で、いずれも県平均を上回っています。
- ・ 就学前からも給食を提供し、全市的に学校給食を題材とした食育の推進に取り組んできました。子どもたちの健やかな心と体が育つよう、また郷土への愛着が高まるよう、地産地消に配慮した安心・安全な給食の提供とさらなる食育の推進が求められています。
- ・ 物価高騰等により、食材料費の値上げが続いていく中ではありますが、安定的に質の高い給食を提供する必要があります。食べ物を大切に作る意識の醸成に努め、給食の重要性を子どもたちに理解してもらうとともに、魅力ある学校給食の実現に取り組む必要があります。

施策の方向

日常的な運動量を増やすことで運動への関心を高め体力の向上につなげます。そして、生涯にわたる運動習慣の基礎を築くため、授業内外での多様な運動機会を提供します。

また、子どもたちの健康の保持増進を図るため、学校医等と連携し、健康に関する保健指導や定期健康診断を充実することで、疾病の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

加えて、学校や家庭・地域と連携した食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるとともに、地産地消に配慮しながら給食の魅力化を図ります。

主な取組

◆体力の向上

県と連携し、各学校園で運動の機会を確実に確保するとともに、「楽しい」と感じられる魅力ある体育授業への改善や教員の指導力向上を図ります。

◆健康教育の推進

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校歯科医や家庭と連携し、就学前からむし歯予防に関する保健指導の充実を図ります。また、睡眠時間確保の視点から、メディアとの適切な付き合い方について、学級活動や児童会・生徒会活動を中心に、子どもたち自身が主体的に考え、実践する取組を推進します。

◆食育の推進

学校給食に関わる行事や日々の献立、また「わたしたちが考えた給食献立」といった協働的な活動を通して、地域の食材に関心をもったり、人や地球環境・社会・地域に優しい消費の在り方を考えたりする契機となるような取組を充実します。

◆給食魅力化の推進

地産地消に配慮し、地域食材を活用した献立を充実するとともに、児童生徒へのアンケート結果を生かすことで、給食の魅力化を図ります。また、給食の現状を把握しフードロスの削減に取り組みます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容			現状値	R8	R9	R10	R11	R12
一週間の総運動量60分未満の児童生徒の割合（授業外）	小学校	男子	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
		女子	13.6%	12.0%	11.0%	10.0%	9.0%	8.0%
	中学校	男子	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%
		女子	10.5%	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%
未処置であるむし歯のある子どもの割合（未処置むし歯被患率）	就学前		21.8%	20.0%	19.0%	18.0%	17.0%	16.0%
	小学校		22.8%	20.5%	18.2%	15.8%	13.5%	11.2%
	中学校		14.3%	12.8%	11.4%	9.9%	8.5%	7.0%
「給食が美味しく、とても楽しみ」と回答した児童生徒の割合			—	70%	75%	80%	85%	90%

施策6 地域と連携・協働し、活力ある学校・園づくりに努めます

現状と課題

- ・ 市内すべての小・中学校及び義務教育学校はコミュニティ・スクールであり、地域学校協働活動と両輪での「地域とともにある学校づくり」の体制を構築しています。この体制の有効性を高めるため、学校運営協議会を学校と地域が目指す子ども像や地域課題について共有し、熟議する場として充実させる必要があります。
- ・ 部活動の地域展開^(注14)については、生徒を受け入れるスポーツ・文化芸術等の団体を募集し準備を進めてきました。今後は、生徒の多様なニーズに応えるため、受け入れ団体を増やしたり、その活動内容や体制を教職員、児童生徒、保護者等に周知したりしていく必要があります。

施策の方向

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活性化、また、特色ある学校づくりの促進等を通して、学校と地域との密接なつながりの中で子どもたちの健やかな育成を目指すとともに、子どもたちが地域のよさを理解し、よりよい地域の担い手となるための素地を養っていきます。そのために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な実施など、地域と学校の連携・協働を推進します。

また、部活動の地域展開については、地域のスポーツ関係団体や文化芸術団体、ボランティア団体等の協力を得ることで、持続可能な活動体制を構築します。将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会を確保していきます。

主な取組

◆コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動により、地域の学校運営への参画や地域と共同で実施する教育活動を促進し、開かれた学校づくりを推進します。また、家庭との連携のもと、地域の行事に対する関心を高め、参加・交流することを促し、子どもたちの健やかな育成を図ります。そのために、学校や地域への伴走支援や研修を実施し、活動の質の向上を支援します。

◆特色ある学校・園づくりの推進

地域の人材や特色を生かした学校園の独自の活動を支援することで各学校園の魅力を高め、子どもが行きたくなる学校園づくりを進めます。

◆部活動の地域展開

中学校生徒の「休日の過ごし方改革」の一環として、部活動の地域展開を推進します。この趣旨に賛同し、部活動にかわる地域の受け皿団体として、スポーツや文化芸術、ボランティア等を生徒と一緒に活動する「ジュニハイ・ホリメ」参加団体^(注15)を増やしていきます。また、休日の地域展開の進捗状況等を見ながら、平日にも拡大していきます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
地域学校協働活動の仕組みを活かして、保護者や地域住民との協働による活動を行った学校の割合	83.4%	85.0%	85.0%	88.0%	88.0%	90.0%
「ジュニハイ・ホリメ」参加団体への生徒の参加率	—	60.0%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%

（注14）部活動の地域展開

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。

（注15）「ジュニハイ・ホリメ」参加団体

「ジュニハイ・ホリメ」とは、ジュニアハイスクール（中学生）・ホリデー（休日）・リメイク（創り直す）の略語であり、中学校生徒の「休日の過ごし方改革」として部活動の地域展開を推進する中で、その趣旨に賛同し、部活動にかわる地域の受け皿団体として、スポーツや文化芸術、ボランティア等を生徒と一緒に活動する団体のこと。

施策7 就学前から小・中・高、大学までを見通した教育を推進します

現状と課題

- ・ 学校間において、合同授業や交流活動等を進めていますが、異校種間の連携・協働については、小中学校の系統を踏まえた教育の充実を図ることや、就学前、高等学校や大学との連携を深めたりすることについて創意工夫の余地があります。
- ・ 就学前教育・保育の質の維持向上を図るとともに、各園の教育・保育環境の特徴や園の持つ機能を生かした魅力ある園づくりが求められています。

施策の方向

高梁市教育全体構想図「たかはしベーシック」に基づいて、幼児期から小・中・高等教育段階に至るまでの系統的な教育を推進し資質・能力を育成する基盤を強化します。また、大学の高度な専門的知見を活用し、生徒指導や特別支援教育等の個別最適な学びに関わる内容について、学校園が指導・助言を受ける組織的連携体制を継続します。

保護者が安心して働けるよう、多様なニーズに応じた教育・保育の提供を行います。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育・保育の質の向上を図るとともに、教育・保育に携わる教職員の人材確保及び育成に努めます。

主な取組

◆就学前教育・保育の充実

すべての子どもに等しく質の高い就学前教育を提供するため、高梁市就学前教育保育課程に基づき教育・保育を実施します。

また、「高梁市就学前教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育・保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組みます。

◆就学前教育と小学校教育との円滑な接続

架け橋期カリキュラムの実践の推進により子ども一人ひとりの成長や園小の職員の相互理解を深め、保育と教育の連続性を高め、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を図ります。

◆異校種間の連携強化

「高梁教育の日」として、教職員夏期研修会や授業改善研究会、就学前教育保育課程研究会、指導教諭の授業公開等を開催し、市全体で大切にしたい教育・保育の在り方や、研究指定校園の取組について共有を行います。また、中学校区単位で合同授業や交流活動等を積極的に進めます。

◆高等学校の魅力化

市内高等学校と小中学校等との連携及び地域との協働による教育活動の充実や、高校生の多様な地域での活動等を積極的に支援し、市内高等学校の一層の魅力化を進め、市内外から選ばれる学校を目指します。

目標指数

*現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容		現状値	R8	R9	R10	R11	R12
高梁教育の日の研修会に参加した教職員の延べ人数		414人	440人	470人	500人	530人	560人
就学前関係研修会に参加した教職員の割合		80.5%	84.0%	88.0%	92.0%	96.0%	100.0%
「近隣等の小（中）学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組をよく行った」と回答した学校の割合	小学校	8.3%	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%
	中学校	50.0%	60.0%	60.0%	65.0%	65.0%	70.0%

施策8 地域に応じた教育体制づくりを進めます

現状と課題

- ・ 少子化・人口減少の中で、小規模特認校^(注16)の認定や義務教育学校の開校等、地域のニーズに合わせた教育体制づくりを進めてきました。一方で、学校の小規模化や複式学級の増加が進んでおり、集団生活の中で社会性や協働性を育む環境や切磋琢磨する機会が得にくくなっています。
- ・ 全国・全県的に教職員の確保がしづらい状況ですが、学びを保障するために安定した人材確保に努める必要があります。

施策の方向

児童生徒数の減少により、小中学校及び義務教育学校の小規模化が進む中、より適切な教育環境を実現するため、「高梁市学校園適正配置計画」に基づき、学校園の適正配置を進めます。

学校規模の適正化を図ることによって、同年齢や異年齢同士の交流を進め、系統的な教育を展開していくための教育体制を取ります。

教職員の安定した人材確保を行うために、県や高等学校・大学等と連携を図ります。

主な取組

◆特色ある教育体制づくり

小規模特認校、義務教育学校等、小規模校の豊かな自然環境や特色ある学習環境を生かした個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ります。

◆学校園の適正配置

児童生徒数の現状等について保護者や地域住民と共有し、十分な合意形成を図るとともに、地域の実情等を配慮しながら適正配置を進めていきます。また、児童生徒数の推計や教育行政を取り巻く環境変化などを踏まえ、計画の見直しを行います。

◆教職員の安定した確保

高校・大学等へ教職の魅力を発信したり、教職員の指導力や専門性の向上を目指した研修を実施・推奨したりするとともに、県や他市町村と連携を図り、安定的な人材確保に努めます。

(注16) 小規模特認校

小規模校の特性を生かした教育活動を推進する小中学校にさらに特色を持たせ、そのような学校で教育を受けさせたいという保護者の期待に応えるため、一定の条件のもとに通学区域外からの入学を認め、児童生徒を受け入れるもの。

施策9 学校園等施設・設備の環境整備を図ります

現状と課題

- ・ 1人1台端末や電子黒板などのICT環境の整備は概ね完了しており、今後は、安定した運用を維持するため、ネットワーク機器の更新を進めていく必要があります。
- ・ 子どもたちの安心・安全な学習環境を確保するため、適切な施設の維持管理が求められています。また、学校施設の老朽化により改修を要する施設は増加しており、学校園の適正配置を見据えて、計画的に整備を行う必要があります。
- ・ 普通教室や特別教室へのエアコン設置をはじめ、トイレの洋式化など、教育環境の質的改善は一定の成果を挙げているものの、照明設備のLED化や屋内運動場への空調整備の設置、また学校プールの集約化などの課題があります。
- ・ 児童生徒数の減少に伴い、閉校となる学校施設の増加が見込まれる中、既存の廃校施設についても有効な活用につながっていないことから、基本的な方針を定め、利活用を図っていく必要があります。
- ・ 学校給食センターについても、児童生徒数や学校園の再編の状況を考慮し、継続的に施設の在り方を検討するとともに、老朽化や気候変動への対応など、引き続き計画的に施設・設備の更新を進める必要があります。

施策の方向

子どもたちが充実した環境で意欲的に学ぶことができるよう、各種計画を念頭に置いて、財源を確保しながら、計画的に学校園施設の安全性と機能性を維持するための環境整備を図っていきます。また、今後の児童生徒等の状況を考慮し、学校給食センターの在り方を検討します。

主な取組

◆ICT環境の維持管理及び計画的な改修による学びの場の充実

GIGAスクール構想に対応した学習用端末と安定したネットワーク環境の継続的な維持管理を行うとともに、時代の変化に合わせた新たな学習環境の構築を図っていきます。

◆計画に基づく施設の維持管理と環境の質的改善

「学校園適正配置計画」を踏まえ、「長寿命化計画」を改定するとともに、学校園施設の状態を把握し、適切な維持管理及び改修を進めていきます。また、照明設備のLED化を進めるとともに、屋内運動場を含めた空調設備の導入など計画的な整備を行い、学習環境の改善を図っていきます。

◆施設の跡地及び備品の利活用

閉校・閉園となった学校園施設について関係部署と横断的に連携し、跡地活用を進めるとともに、不用となった学校備品の利活用を図っていきます。

◆学校給食センターにおける施設・設備の適切な維持管理と運営の検討

老朽化した施設・設備の計画的な更新を進めるとともに、施設運営面については、今後
も安心・安全な学校給食の提供を図るため、民間委託業者との連携に努めていきます。ま
た、有漢学校給食センターの在り方について検討していきます。

目標指数

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
教室への電子黒板等の設置率	86.5%	90.8%	92.0%	93.0%	95.0%	97.0%
特別教室への空調設備の整備率	79.1%	79.1%	85.8%	87.0%	87.0%	87.0%
屋内運動場への空調設備の延べ設置箇所数	0箇所	0箇所	2箇所	2箇所	3箇所	4箇所
普通教室へのLED照明の整備率	31.6%	65.1%	66.0%	70.0%	73.0%	76.0%
特別教室へのLED照明の整備率	5.3%	32.4%	46.6%	53.0%	58.0%	63.0%
屋内運動場へのLED照明の延べ設置箇所数	4箇所	7箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

施策1 誰もが楽しみ学び続ける生涯学習活動を推進し、学びの輪を広げます

現状と課題

- ・ 公民館をはじめとする社会教育施設を活用し、市民や学校園、地域団体等それぞれが連携し、講座やイベントを通じて学習、交流の機会が創出されています。
- ・ 子どもたちが郷土に愛着を持てるよう地域の魅力に接する体験機会が提供されています。今後は、子どもたちだけでなく多世代において郷土愛の醸成を推進していく必要があります。
- ・ 生涯学習活動の内容や参加者が固定化してきており、若者の参画や多世代参加型の活動の推進に取り組む必要があります。
- ・ 社会教育活動に精通した人材が減少しており、地域において活躍できる人や団体などの確保、育成が必要です。
- ・ 社会教育施設や学校園を活用し、幼児期から学齢期の子どもを対象に図書館でのイベントや学校園での読み聞かせなどを行っています。特に高梁市図書館では、児童向けイベントやワークショップを行うことで、来館者の増加につなげています。
- ・ これらの取組により、図書館の1人あたり貸出冊数は県平均を上回っていますが、本市の子どもの不読率は依然として県平均より高く、読書習慣の定着が課題となっています。
- ・ 読書は言語能力や思考力の基礎を育む重要な学習活動であることから、家庭や地域と連携し、日常的に本に触れられる環境づくりを引き続き進める必要があります。

施策の方向

恵まれた自然環境や社会教育施設を有効に活用し、若者を中心とした多世代間の交流につながる事業を展開します。

地域資源を活用した事業を展開することで、将来の地域における生涯学習の担い手となる人材の確保、育成を図ります。

家庭、学校園、民間団体などと市が連携し、読書活動を推進することで、不読率の改善と読書習慣の定着を図ります。

主な取組

◆多様な学習機会の提供

「レインボープロジェクト」など地域の特性や活力を生かした体験活動や公民館等を中心とした学習機会の提供により、多様な世代の参加・交流を促進し、学びの輪を広げます。

◆地域体験を通じた人材育成

地域が持つ魅力的な人やものなどに触れ合い、体験できる学習機会の提供を通じて、あらゆる世代が郷土への理解・関心を深め、郷土への愛着心を育むとともに、地域活動を支えることのできるコーディネーターや社会教育士など生涯学習の担い手となる人材の確保、育成につなげていきます。

◆子どもの読書活動の推進

図書館司書やボランティアによる読み聞かせ活動を通じて読書習慣の形成を推進します。

また、司書のおすすめ本リーフレットの配布等により子どもたちの読書への関心を高め、読書機会の増加につなげていきます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容		現状値	R8	R9	R10	R11	R12
公民館講座受講者数		9,985 人	10,000 人	10,000 人	10,000 人	10,000 人	10,000 人
公民館で実施した若者(39歳まで)が参画した事業数		32 事業	34 事業	36 事業	38 事業	40 事業	42 事業
本を1カ月で1冊も読まなかった子どもの割合	小学校6年生	9.0%	8.9%	8.8%	8.7%	8.6%	8.5%
	中学校2年生	40.1%	34.5%	28.9%	23.4%	17.8%	12.2%
	高校2年生	56.8%	54.1%	51.4%	48.7%	46.0%	43.3%
図書館(室)の一人当たり貸出冊数		6.9 冊	7.0 冊	7.0 冊	7.0 冊	7.0 冊	7.0 冊

施策2 社会教育施設の魅力を高めていきます

現状と課題

- ・ 市内には多くの社会教育施設が設置されており、公民館等が中心となり地域団体と連携して講座を実施するなど活用が図られています。
- ・ 特に、高梁市図書館は備中高梁駅に隣接する複合施設内に設置され、市民はもとより観光等で訪れる来高者の玄関口として賑わいを創出しています。施設内は、各階により機能が分けられ、市民が交流、個人学習、生涯学習等様々な形で活用し、入館者数は年間で50万人を超えています。
- ・ 文化交流館内に小さな子どもが遊べるスペースを整備、有漢生涯学習センター内にWi-Fiを整備するなど、他の社会教育施設についても施設環境の充実を図っています。
- ・ 今後も市民が活用しやすいと感じるよう施設の魅力を高めていく必要があります。
- ・ 施設によっては老朽化が進んでおり、今後の在り方を検討していくとともに、計画的に整備・改修を進めていく必要があります。

施策の方向

充実した社会教育活動が継続的に開催されるよう関係団体と連携して施設の活用を推進します。

あわせて、誰もが訪れて活用したいと感じるよう、施設の充実を図ります。

老朽化が進む施設については、後世に過度な負担を残すことのないよう必要に応じて計画的に改修を進めていきます。

主な取組

◆社会教育施設の活用

公民館等を中心に地域の関係団体が連携を図りながら、誰もが楽しみ、触れ合える学習機会を提供できる施設運営を推進します。

◆施設環境の整備

あらゆる世代が集い、学ぶことで幅広い生涯学習活動が行われるようWi-Fi施設整備や照明のLED化など施設に必要な環境整備を進めます。

同一の機能を持つ施設は、施設の集約化など今後の在り方を検討しつつ、必要に応じて計画的に改修を行います。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
社会教育施設利用者数 ^(※1)	77,530 人	77,600 人	77,600 人	77,600 人	77,600 人	77,600 人
高梁市図書館の利用者数 ^(※2)	52,822 人	52,900 人	52,900 人	52,900 人	52,900 人	52,900 人

(※1) 高梁市文化センター、有漢生涯学習センター、成羽文化センター、川上総合学習センターの利用者数の合計

(※2) 図書館資料貸出サービス利用者数、図書館主催イベント参加者数の合計者数

施策3 地域と家庭、学校、行政が協働し、まち全体で子どもを育む環境づくりを進めます

現状と課題

- ・ これまで各小学校区に地域学校協働活動推進員を配置し、コミュニティ・スクール担当職員や公民館長との合同研修会等を通じて、まち全体で子どもを育む環境づくりを進めてきました。
- ・ また、地域の事業所の協力を得て子どもが仕事や地域活動を体験できる「わくわくワーク」を実施するなど職業観の形成や地域とのつながりを育む取組を進めています。
- ・ 核家族化に続き、学校園の統廃合やPTA活動の規模縮小傾向に伴い、地域と学校とのつながりや世代間交流の機会がさらに減少することが懸念されています。
- ・ 今後は家庭教育の支援も視野に入れ取り組んでいく必要が生じており、家庭、地域、学校と行政が協働して子どもの成長を見守り、支えていく体制づくりの強化が必要です。
- ・ 市では青少年育成センターを設置し、家庭、地域、学校、行政が連携して子どもたちが地域で安心・安全に生活できるよう見守り活動を行っています。今後も子どもが健全に成長していくよう活動を継続していく必要があります。

施策の方向

公民館や地域学校協働活動推進員を中心に、家庭、地域、学校と行政が協働し、地域の特性や資源を活かした交流の場を広げることで、子どもの学びと成長を支える地域の教育力の向上を図ります。

家庭の教育力を高める取組を推進していくとともに、子どもたちが安心・安全に過ごせるよう見守り活動等を継続していきます。

主な取組

◆まち全体で教育する環境づくり

公民館や地域学校協働活動が中心となり行う、あらゆる世代が参加、参画できる交流や学習機会を支援します。

「放課後子ども教室」や「わくわくワーク」などの取組がより全市的に広がり、子どもたちの体験機会が多様になるよう関係者へ協力を呼び掛けていきます。

公民館長や地域学校協働活動推進員とコミュニティ・スクール担当教員との交流機会を創出し、お互いを知ることで地域活動がスムーズに行えるよう引き続き取り組みます。

◆家庭教育の支援

岡山県が推奨、運用している「親育ち応援プログラム（親プロ）」等を活用し、子育て中の保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行います。

◆子どもたちの健やかな成長を支える環境づくり

青少年育成センターを中心に、家庭、地域、学校が協働し、子どもたちの登下校時や大型イベント時の見守り活動を行うことで、安心・安全な生活を支援していきます。

また、市に設置されている相談窓口により、いじめや不登校、メンタルヘルスなどの課題の早期発見と対応を行います。

目標指数

*現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
広がる子どもの夢事業実施回数	14回	14回	14回	14回	14回	14回
親育ち応援学習プログラム実施回数	5回	10回	10回	10回	10回	10回

施策4 人権を大切にする共生のまちづくりを進めます

現状と課題

- ・ これまで人権問題学習講座やPTA人権教育研修会などを通じて、人権に関する理解を深める機会を提供してきました。しかしながら、子ども、高齢者、女性、障害のある人などに対する問題は依然として存在しています。
- ・ ICTの普及に伴うインターネット上のいじめなど、新たな人権問題が生じており、対策が必要です。
- ・ 本市は外国人の人口比率が県下で最も高く、多様な文化や習慣を互いに認め、尊重し合いながら安心して生活できる多文化共生の機運を高めていくことが大切です。

施策の方向

人権問題に関する研修会や啓発活動等を継続的に実施することにより、人権問題への理解を深めていきます。

また、多文化共生の理解促進を図り、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

主な取組

◆人権教育の継続的な推進

講演会や研修会の開催、人権・啓発リーフレットの作成、配布等を継続的に行うとともに、講師派遣や教材の貸出、提供等により学校園、地域、企業等での研修を支援し、人権問題への理解を深めていきます。

◆多文化共生の推進

言葉や文化、価値観が異なる人々の多様性を尊重し、互いの文化や考えを学び合う機会を創出し、地域の一員として参画しながら安心して生活できる環境づくりを進めます。

目標指数

*現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
人権問題学習講座等参加者満足度	92.5%	92.5%	92.5%	92.5%	92.5%	92.5%
市国際交流協議会が主催（支援）する交流イベントへの外国人市民参加者数	72人	88人	103人	119人	134人	150人

施策5 地域文化・芸術活動を振興します

現状と課題

- ・ 生活意識や価値観の多様化により、文化・芸術に対する関心や期待が高まってきており、幅広い文化・芸術の振興に取り組んでいます。
- ・ 一方で、地域における文化・芸術活動の担い手は減少傾向にあり、人材を確保、育成していく必要があります。
- ・ 地域の歴史や文化に興味をもつ人が固定化してきており、郷土学習の魅力を発信していく必要があります。
- ・ 高梁市成羽美術館をはじめ、美術、絵画、歴史、漫画といった様々な文化に触れることのできる施設を有しています。今後もこれらの施設を有効に活用し、文化・芸術にふれる機会を市民に提供していく必要があります。

施策の方向

地域において文化・芸術活動に取り組む団体の活動について支援を継続するとともに、団体間の相互の連携強化を図ります。また、担い手の確保に向け、あらゆる世代へ向けて情報発信を行います。

学校園や公民館等の活動の場を活用し、地域の歴史や文化・芸術に関する教育の機会を提供します。

文化施設を活用し、歴史や文化・芸術に関する展覧会を計画的に実施し、地域にいながらにして本物に触れる機会の充実を図ります。

主な取組

◆地域文化の創造と交流

高梁市文化連盟など地域の文化・芸術団体の活動を支援するとともに、市民相互の連携を深めることで地域文化の創造と交流を推進します。

また、地域における文化・芸術の担い手の確保に向け、若年層が関わりやすく、また関心を持ちやすくする機会を提供します。

◆郷土愛の醸成

山田方谷をはじめとする郷土の偉人や地域の歴史に関する郷土学習を推進することを通じて、ふるさと高梁への愛着と誇りを醸成します。

山田方谷記念館、高梁市郷土資料館、高梁市歴史美術館等の見学を積極的に受け入れるとともに、小中学校や地域団体に向けた出前授業や出前講座を積極的に実施します。

◆芸術・文化を楽しむ機会づくり

市民の地域文化への関心と学習意欲に応えるため、ニーズに沿った文化講座等の開催や、各施設における本物の芸術・文化を鑑賞できる機会を提供します。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
文化施設における見学解説数及び 出前授業・出前講座数	67件	69件	71件	73件	75件	77件
児島虎次郎を偲ぶ絵画コンクール 市内小中学生の割合	72%	75%	75%	75%	75%	75%

施策6 文化財の保護・保存と有効活用を図ります

現状と課題

- ・ 貴重な文化遺産や伝統芸能を大切な財産として次代へと伝えていくために、適切な保護・保存を図ってきています。
- ・ 地域に残る貴重な文化財を後世に伝え、残していくために必要な人材を育成していく必要があります。
- ・ 高梁市成羽町に所在する吹屋伝統的建造物群保存地区（吹屋伝建地区）は、地域住民の理解と協力によりその町並みを残すことができていますが、建造物の所有者や管理者の高齢化により、今後の維持管理の在り方を検討していく必要があります。

施策の方向

指定文化財となっている文化財においては、後世にわたり継承していけるよう計画的に保存・修理を行っていきます。

地域に残る文化的な価値の高い資源については、失われることがないよう保存の措置を講じていきます。

さらに、より多くの市民が本市に対する愛着心や誇りが持てるよう文化財の持つ魅力を伝えていきます。

主な取組

◆文化財の保護・保存

国指定重要文化財である備中松山城や旧片山家住宅においては、継続して適切に保存、管理、活用を進めていきます。

また、史跡備中松山城跡においては、保存活用計画、整備基本計画を策定し、適切に保存、整備を進めていきます。

吹屋伝建地区においては、吹屋町並保存会と連携しつつ、伝統的建造物等の計画的な保存修理・修景を実施し、適切な町並み保存に取り組みます。

吉岡銅山関連遺跡においては、今後の史跡指定を視野に入れながら、文化財としての価値づけを行うための発掘調査や文献調査などを実施していきます。

天然記念物「臥牛山のサル生息地」を遊動しているニホンザルの群れの適切な保護・管理に努めます。

地域に残る文化的な価値の高い資源については、その価値を掘り起こし、指定文化財に指定するなどの対処を行うことで保存の措置を講じていきます。

◆文化財の有効活用

市内に数多く残る文化財について、現地での解説や案内を行うとともに、出前授業や出前講座を行うなど、様々な世代の方々が文化財に触れ、学び、親しむことができる機会の充実に努めます。

◆伝統文化の継承

備中神楽や渡り拍子、松山踊り等の伝統芸能を、後世に伝え残していくために、保存会等への支援や顕彰事業に取り組みます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
国指定文化財備中松山城入城者数	62,541 人	65,000 人	67,500 人	70,000 人	72,500 人	75,000 人
吹屋伝統的建造物群保存地区保存修理事業実施件数（累計）	156 件	157 件	158 件	159 件	160 件	161 件
伝統文化（備中神楽・渡り拍子・松山踊り）の保存伝承・育成団体への支援団体数	30 団体	30 団体	30 団体	30 団体	30 団体	30 団体

施策7 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

現状と課題

- ・ スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などによって、子どもから高齢者まで幅広い世代へのスポーツ機会は一定程度確保されています。一方で、仕事や家庭の多忙さ、生活環境、趣味・嗜好の優先度などを理由に、大人のスポーツ参加率は依然として低く、身近で手軽に取り組めるスポーツ機会のさらなる創出が課題です。
- ・ スポーツに関する情報提供は、ホームページや広報紙、SNS、地域メディア等で行われていますが、市民の多くが十分に情報を得られていない、または情報の活用が困難であると感じている状況があります。
- ・ 青少年や高齢者、障害者を含む多様な市民が、年齢・体力・関心・目的に応じてスポーツに継続的に参加できる環境整備が十分ではなく、地域団体や関係機関間での情報共有や連携の強化が求められています。
- ・ 指導者や支援者の育成・研修の機会が限定的であるため、安全かつ安心してスポーツに参加できる環境づくりやプログラムの質の確保が課題です。

施策の方向

地域に根差したスポーツ環境を整え、世代や体力、関心に応じて一生涯運動を楽しみながら健康的な暮らしを支えます。

あわせて、スポーツを通じて人が集い、世代や地域を越えてつながる機会を創出し、地域の活力や交流の促進につなげます。

スポーツ少年団や各種スポーツ団体の活動拡大、支援制度や運営力向上、人材育成や団体間ネットワークの強化を進めるとともに、市民が参加・観戦・支援など多様な関わり方を選べる機会を拡充します。

指導者研修や安全管理体制を整え、幅広い世代や障害者も安心して参加できるプログラムを充実させ、ニュースポーツや情報発信を通じて、持続可能な生涯スポーツ社会の実現をめざします。

主な取組

◆地域に根ざした生涯スポーツ環境の整備

市民が年齢や体力、関心に応じて生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で充実した生活を送れるよう、生涯スポーツの推進を図ります。そのために、スポーツ少年団やスポーツ団体、部活動の地域展開を推進し、補助制度の構築や地域でスポーツ環境を支えられるための地域団体等の人材育成や運営研修の実施、プラットフォーム的な組織の構築などを検討し、スポーツ環境を整備します。

◆多様な主体との連携と参加機会の拡大

スポーツ協会の組織力強化を支援し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員など関係団体と連携しながら、市民が「する・見る・支える・集まる・つながる」多様な形でスポーツに関われる機会を広げます。

◆誰もが安心して取り組める仕組みづくり

指導者の育成や研修を充実させることで、誰もが安心して参加できる環境を整えます。青少年、高齢者や障害のある方も含め、多様な市民が参加できるプログラムを拡充し、ニュースポーツの普及や広報活動を通じて参加意欲を高め、健康づくりにもつながる、持続可能な生涯スポーツ社会の実現を目指します。

目標指数

*現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
スポーツ大会や教室・講習会 参加者数	11,400 人	11,500 人	12,000 人	12,250 人	12,500 人	13,000 人
ニュースポーツ指導等スポ ーツ推進委員派遣依頼数	5回	10回	10回	10回	10回	10回

施策8 スポーツ施設を活用した広域的なスポーツ交流を推進します

現状と課題

(広域的な推進)

- ・ 地域でのスポーツ活動は活発になりつつありますが、広域的なつながりや外部との交流の機会は限られています。市内では大会やイベントの開催実績があるものの、参加者の更なる増加には課題が残っています。また、地域外とのスポーツ連携や合宿受け入れなどの展開には、情報発信や受け入れ環境の整備が課題となっています。
- ・ スポーツを通じて地域の魅力を広く伝え、交流や経済的な効果を生み出すためには、行政・団体・事業者が一体となった取組が求められています。

(施設活用)

- ・ 多くの施設が建設後30年以上経過し維持管理費が増大しているため、適切な管理体制の整備が必要です。また、地域内に類似施設が多いため、利用状況を踏まえた集約化を進める必要があります。
- ・ 蛍光ランプ製造終了に伴う早急なLED化や、熱中症対策としての空調整備が求められています。さらに、広域的なスポーツ利用や合宿促進に向け、旅行・宿泊業者との連携を深め、PRを強化することが重要です。

施策の方向

スポーツを軸とした交流や協働を広げ、地域の魅力と活力を高めます。スポーツ施設を人が集い、地域内外の人々が継続的につながる交流拠点として活用し、市民が関心や目的に応じて関わりを持てる仕組みを整え、地域外からの来訪や関係人口の増加につなげます。

広域的な連携を深め、他地域や民間団体と協力しながら、スポーツがもたらすにぎわいづくりと地域振興を推進します。さらに、イベント運営や情報発信の力を高め、スポーツを契機とした新たな交流と地域の発展をめざします。

施設の集約化・整備計画の推進と各種スポーツイベントの計画に基づき、広域的に展開して交流人口・関係人口を増加させます。

主な取組

◆既存施設の有効活用

市民の多様なニーズに応えるため、日常利用から大会利用まで対応できるように必要な維持・改修を実施します。

また、照明設備をLED化することにより、省エネルギーを推進します。

◆持続可能な施設運営の推進

合併により引き継いだ類似施設が複数あるため、長期的な視点で「選択と集中」を行います。また、利用状況や社会情勢の変化を踏まえ、維持困難な施設は用途廃止・改廃・集約化を進めます。

各施設の維持管理コストと利用者負担の関係を明確化し、受益者負担の適正化について

検討します。

◆スポーツを通じた市民交流と地域活力の向上

市民が参加・観戦・応援など多様な形でスポーツを通じて交流できる機会を創出し、世代や地域を越えた人のつながりを育み、地域の一体感と活力を高めます。そのため、マラソン大会や各種競技大会の開催、プロスポーツの招致や合宿誘致を進め、市内外からの交流人口を拡大します。

◆交流イベントによる地域魅力の発信と活性化

他自治体や関係団体、民間企業と連携した交流イベント等を推進し、地域の魅力向上と地域の活性化につなげます。

目標指数

* 現状値は令和6（2024）年度数値

指標の内容	現状値	R8	R9	R10	R11	R12
広域的なスポーツ交流機会への参加者数(うち市外からのスポーツ合宿受入者数)	17,882 (4,082) 人	18,500 (4,300) 人	18,500 (4,300) 人	19,000 (4,500) 人	19,000 (4,500) 人	19,500 (4,700) 人
LED照明設置施設数	3 施設	4 施設	5 施設	6 施設	7 施設	8 施設

資 料 編

高梁市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

平成 22 年 5 月 19 日
高梁市教育委員会告示第 14 号

(目的及び設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定により定める高梁市教育振興基本計画の策定に当たり、高梁市における新しい時代の教育のあり方について、幅広く市民各界の意見を聴取し、反映させるため、高梁市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 高梁市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他高梁市の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 市民
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、高梁市教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委員の報酬等)

第 8 条 委員に対し支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 35 号）による。

（その他）

第 9 条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 19 日教委告示第 4 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 16 日教委告示第 10 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第4次高梁市教育振興基本計画策定検討委員会

1 委員名簿

◎：会長、○：副会長

選出区分	氏 名	職 名
学識経験者	◎ 井 勝 久 喜	吉備国際大学学長特命補佐
教育関係者	太 田 正 浩	高梁市立宇治高等学校校長
教育関係者	片 岡 一 公	高梁市立小学校長会会長 (高梁市立福地小学校校長)
各種団体を代表する者	菅 田 吉 昭	(一社) 高梁市スポーツ協会副会長
市 民	常 浦 光 希	
各種団体を代表する者	那 須 照 嗣	高梁市文化連盟会長
教育関係者	○ 日 名 進	高梁市立中学校長会会長 (高梁市立高梁中学校校長)
教育関係者	藤 森 元 子	高梁市立園長会 (高梁市立高梁こども園長)
教育委員会が必要と認める者	松 本 圭 司	高梁市文化財保護審議会委員
各種団体を代表する者	三 上 武 則	高梁市公民館連絡協議会会長
各種団体を代表する者	森 本 敦	高梁市PTA連合会会長
教育委員会が必要と認める者	矢動丸 祐 子	高梁市社会教育委員

(50音順、敬称略)

2 開催状況等

開 催 期 日	検 討 内 容 等
令和7年 8月21日(木)	(第1回) <ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画における成果や課題について ・第4次計画の概要について ・今後のスケジュールについて
令和7年10月 2日(木)	(第2回) <ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の骨子について
令和7年11月27日(木)	(第3回) <ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画(素案)について ・今後のスケジュールについて
令和8年 1月15日(木) ～2月 2日(月)	パブリックコメント
令和8年 2月13日(金)	(第4回) <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第4次計画(案)について

(令和8-12年度)



高梁市教育大綱

基本目標

一人ひとりの幸せと
よりよい社会を実現する人づくり

目指す 人物像

- 心豊かにたくましく学び続ける人
- 自立し社会に参画できる人
- 志をもち挑戦する人

基本方針

I 未来を拓く学びと育ち

- (1) Society5.0の時代に活躍できる力を育てます
- (2) 多様な体験を取り入れた探究的な学習を展開します
- (3) 心の教育を充実し、多様な教育ニーズへの支援に努めます
- (4) 一人ひとりの自立を目指した特別支援教育を推進します
- (5) 健やかな体づくりと食育を推進します
- (6) 地域と連携・協働し、活力ある学校・園づくりに努めます
- (7) 就学前から小・中・高、大学までを見通した教育を推進します
- (8) 地域に応じた教育体制づくりを進めます
- (9) 学校園等施設・設備の環境整備を図ります

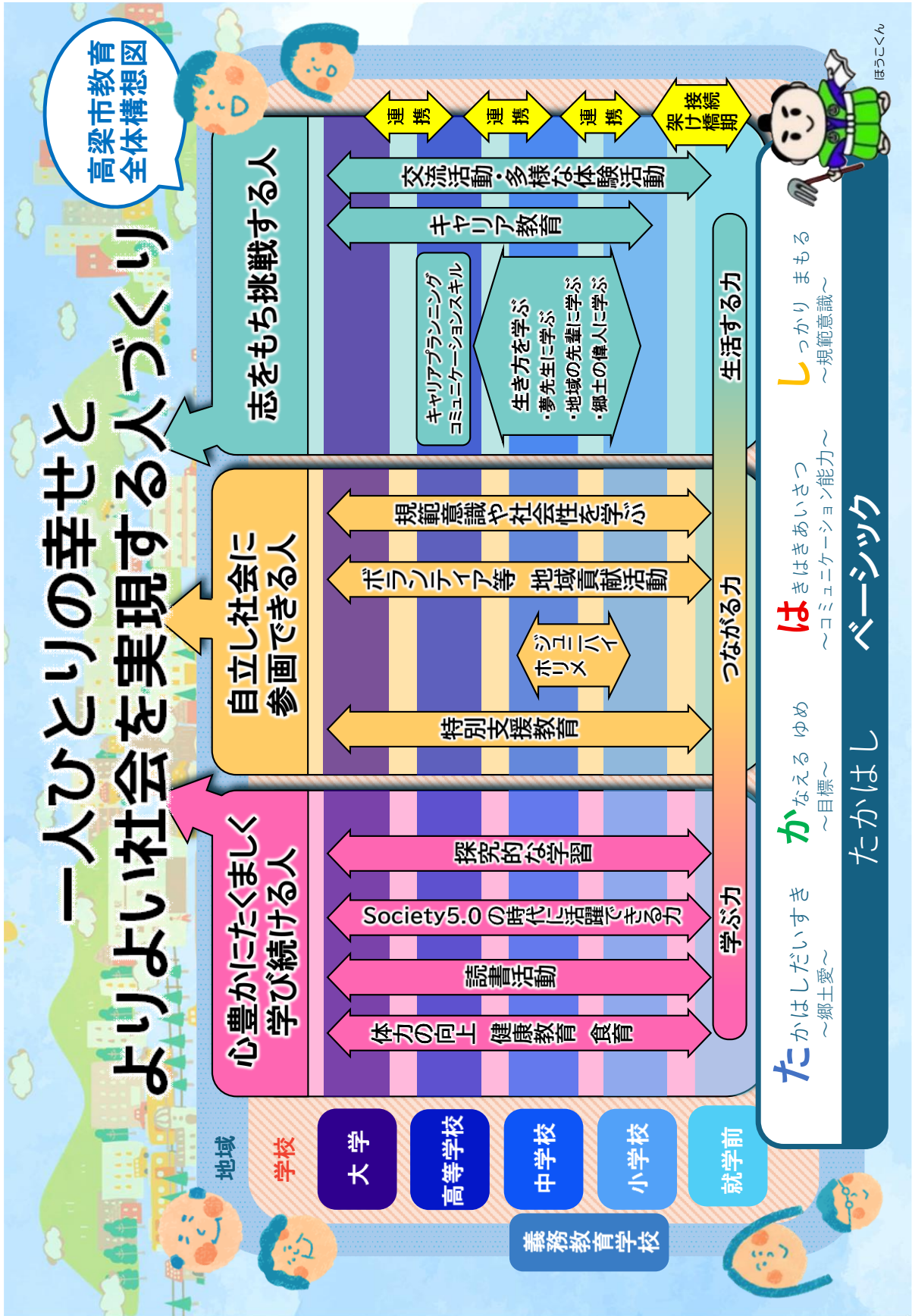


II 学び・文化・スポーツを通じた共に生きる社会の創造

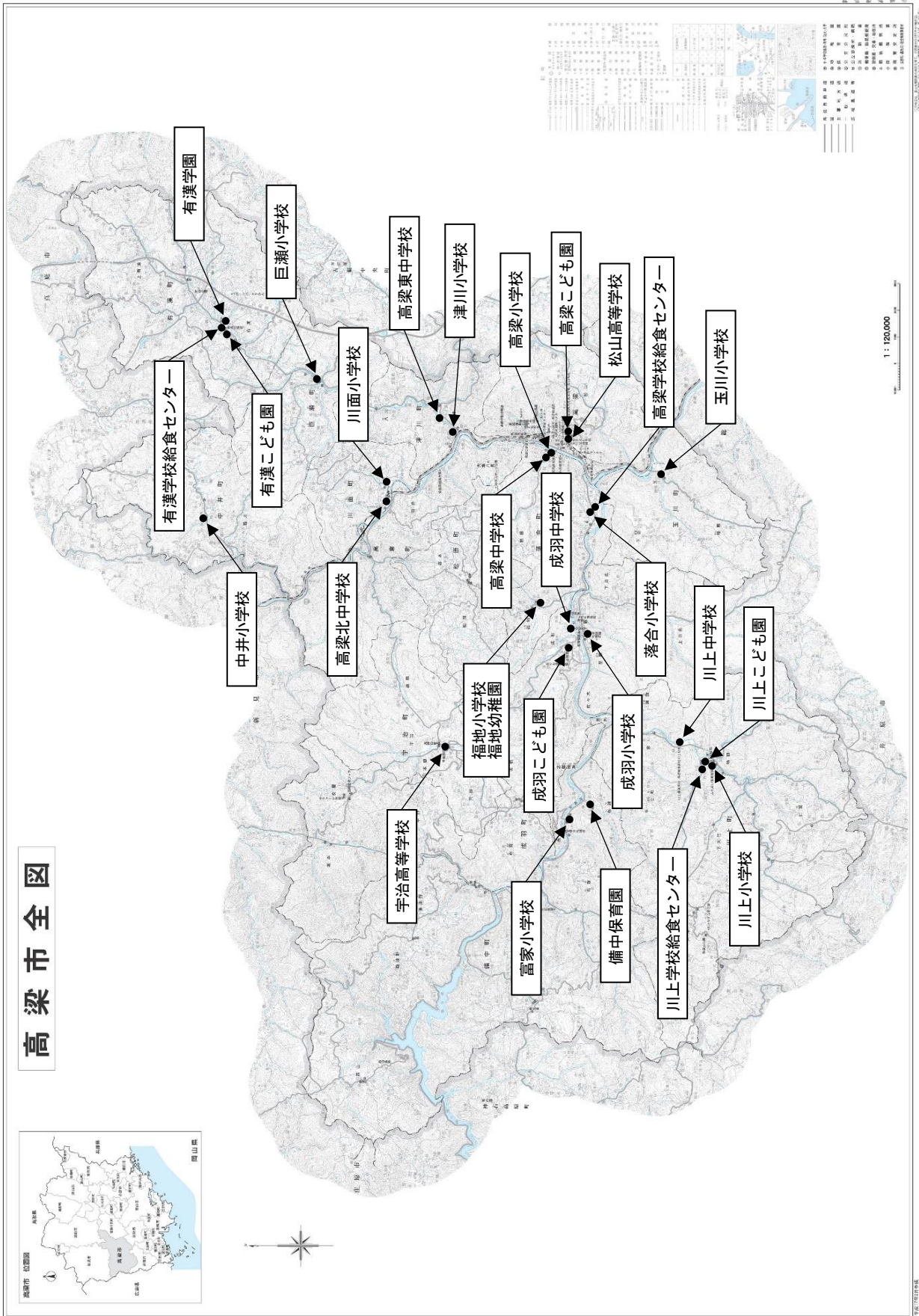
- (1) 誰もが楽しみ学び続ける生涯学習活動を推進し、学びの輪を広げます
- (2) 社会教育施設の魅力を高めていきます
- (3) 地域と家庭、学校、行政が協働し、まち全体で子どもを育む環境づくりを進めます
- (4) 人権を大切に作る共生のまちづくりを進めます
- (5) 地域文化・芸術活動を振興します
- (6) 文化財の保護・保存と有効活用を図ります
- (7) ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- (8) スポーツ施設を活用した広域的なスポーツ交流を推進します



わたしあうまち高梁市
Bridging Together TAKAHASHI CITY



高梁市立学校園等位置図



高梁市全図



令和 8 (2026) 年 3 月現在

高梁市立学校園別在学（園）者数・学級数及び学校給食数

1 学校園別在学（園）者数・学級数

令和7（2025）年5月1日現在

区分	学校名	在学者数 (うち特別支援)	学級数 (うち特別支援)
小学校	高梁	285(26)	16(4)
	津川	31(2)	4(1)
	川面	42(2)	6(1)
	巨瀬	20()	3()
	中井	13(1)	4(1)
	玉川	11(1)	4(1)
	落合	178(11)	9(2)
	福地	13()	3()
	成羽	157(10)	8(2)
	川上	61(5)	8(2)
	富家	25(4)	4(1)
計(11校)		836(62)	69(15)
中学校	高梁	272(12)	11(2)
	高梁東	32()	3()
	高梁北	48(4)	4(1)
	成羽	85(3)	5(2)
	川上	34(1)	4(1)
計(5校)		471(20)	27(6)
義務教育学校	有漢学園	131(11)	12(3)
計(1校)		131(11)	12(3)
高校	松山	14	4
	宇治	18	3
計(2校)		32	7

区分	園名	在園者数	学級数
幼稚園	津川	(休園)	
	川面	(休園)	
	巨瀬	(休園)	
	中井	(休園)	
	玉川	(休園)	
	福地	4	1
	計(6園)	4	1

区分	園名	在園者数
こども園	高梁	119
	有漢	49
	成羽	82
	川上	31
計(4園)		281

区分	園名	在園者数
保育園	備中	9
	西山	(休園)
計(2園)		9

2 学校給食数

令和7（2025）年5月1日現在

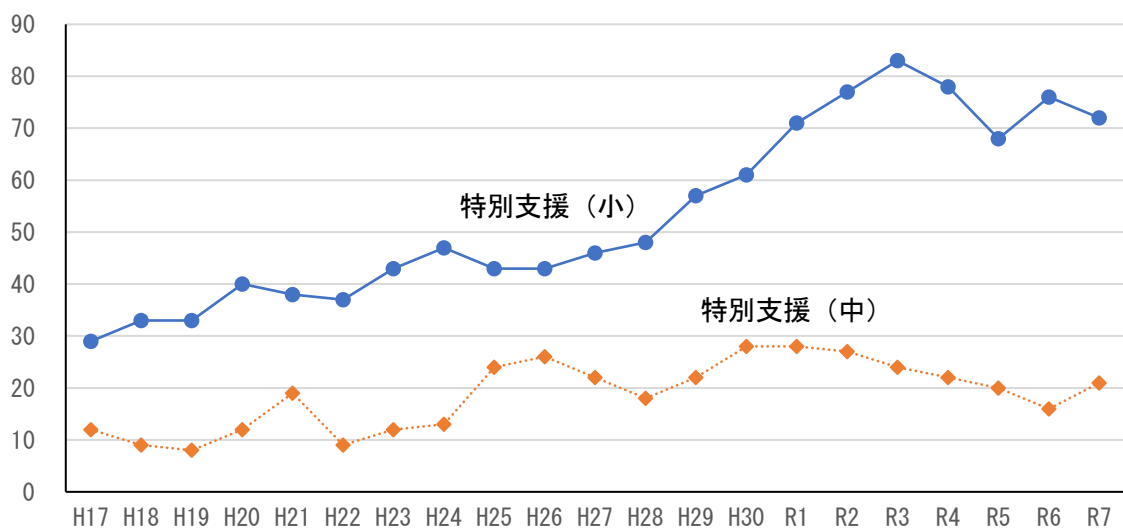
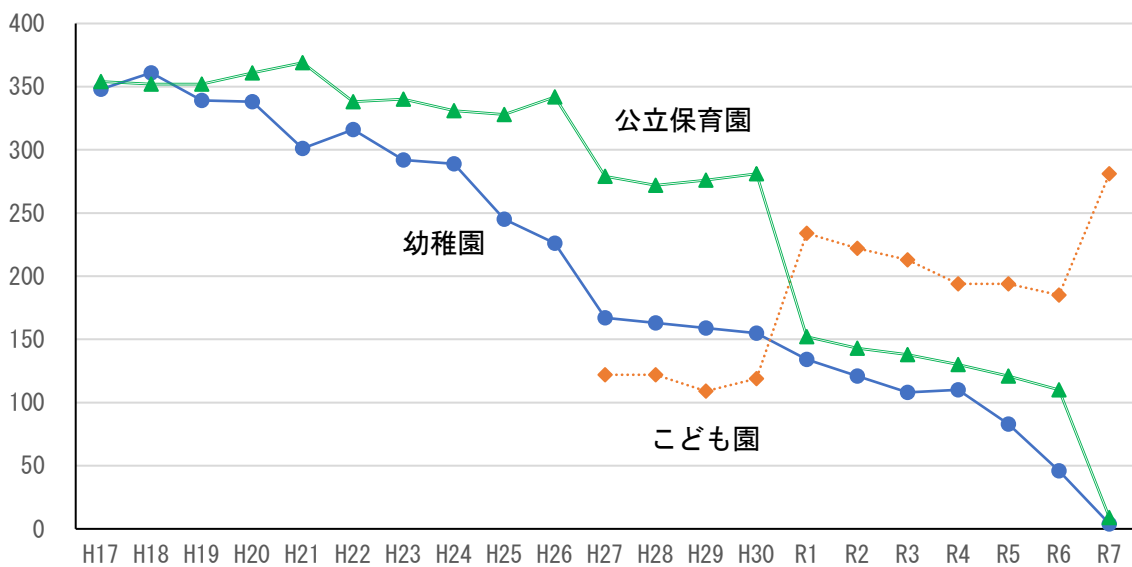
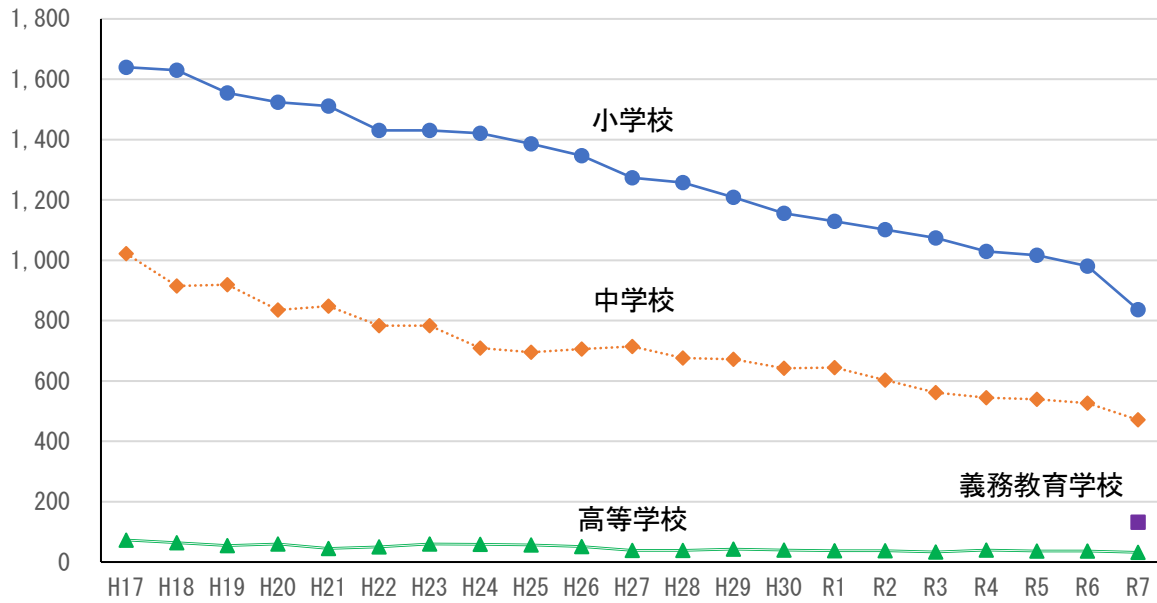
センター名	食数
高梁学校給食センター	1,283
有漢学校給食センター	283
川上学校給食センター	230
計	1,796

※食数には職員分を含む

3 在学者数の推移

(単位：人)

各年5月1日現在数値



4 学校園再編等の経過（予定含む。）

平成 22（2010）年 4 月	高倉小学校（川面小学校へ統合） 高山小学校（川上小学校へ統合） 高倉幼稚園（川面幼稚園へ統合）
平成 24（2012）年 4 月	布寄小学校（成羽小学校へ統合） 吹屋小学校（成羽小学校へ統合）
平成 25（2013）年 4 月	平川小学校（富家小学校へ統合） 湯野小学校（富家小学校へ統合） 西山小学校（新見市へ教育事務委任）
平成 27（2015）年 4 月	有漢幼稚園（有漢こども園へ移行） 川上幼稚園（川上こども園へ移行）
平成 29（2017）年 4 月	備中中学校（成羽中学校へ統合・一部新見市へ教育事務委任）
令和 4（2022）年 4 月	有漢西小学校（有漢東小学校へ統合）
令和 5（2023）年 4 月	高梁南幼稚園（高梁幼稚園に統合）
令和 6（2024）年 4 月	落合幼稚園（おちあいこども園の開園に伴い閉園）
令和 7（2025）年 4 月	宇治小学校（成羽小学校へ統合） 松原小学校（高梁小学校へ統合） 有漢東小学校、有漢中学校（有漢学園へ移行） 高梁幼稚園（高梁こども園へ移行） 宇治幼稚園（令和 2 年度から休園、宇治小学校の閉校に伴い閉園） 松原幼稚園（平成 30 年度から休園、松原小学校の閉校に伴い閉園） 高梁保育園（高梁こども園へ移行）
令和 8（2026）年 4 月	巨瀬小学校（有漢学園へ統合） 中井小学校（有漢学園へ統合） 玉川小学校（高梁小学校へ統合） 巨瀬幼稚園（令和 5 年度から休園、巨瀬小学校の閉校に伴い閉園） 中井幼稚園（令和 5 年度から休園、中井小学校の閉校に伴い閉園） 玉川幼稚園（令和 2 年度から休園、玉川小学校の閉校に伴い閉園）

高梁市の社会教育施設等一覧

＜公民館＞

番号	名 称	位 置	備 考
1	高梁公民館	原田北町 1203-1	
2	津川公民館	津川町今津 1801-1	
3	川面公民館	川面町 2212-1	
4	巨瀬公民館	巨瀬町 4864-1	
5	中井公民館	中井町西方 3158	
6	玉川公民館	玉川町玉 1550	
7	宇治公民館	宇治町宇治 1690	
8	松原公民館	松原町春木 669-1	
9	高倉公民館	高倉町田井 4532-2	
10	落合公民館	落合町阿部 2303-2	
11	有漢公民館	有漢町有漢 3387	
12	成羽公民館	成羽町下原 606	
13	川上公民館	川上町地頭 1822	
14	備中公民館	備中町布賀 29-2	

＜文化施設等＞

番号	名 称	位 置	備 考
1	備中松山城	内山下 1	
2	高梁市郷土資料館	向町 21	
3	高梁市川上郷土資料館	川上町地頭 1857-1	
4	高梁市図書館	旭町 1306	
5	高梁総合文化会館	原田北町 1212	
6	高梁市文化交流館	原田北町 1203-1	
7	高梁市有漢生涯学習センター	有漢町有漢 3387	
8	高梁市勤労青少年ホーム	落合町近似 267-7	
9	高梁市成羽文化センター	成羽町下原 606	
10	高梁市川上総合学習センター	川上町地頭 1822	
11	高梁市歴史美術館	原田北町 1203-1	
12	高梁市成羽美術館	成羽町下原 1068-3	
13	吉備川上ふれあい漫画美術館	川上町地頭 1834-1	
14	景年記念館	備中町布賀 3543-3	休館中
15	備中郷土館	備中町布賀 3535	
16	松山城等管理事務所	内山下 1	
17	高梁市山田方谷記念館	向町 21	

令和 8 (2026) 年 3 月現在 ※令和 8 年 3 月末で廃止する施設を除く

高梁市のスポーツ施設一覧

番号	名 称	位 置	用 途 等
1	高梁運動公園	小高下町 2-1	陸上競技場兼野球場、テニスコート、弓道場
2	神原スポーツ公園	松原町神原 2323-5	野球場、多目的グラウンド、テニスコート、多目的広場
3	ききょう緑地	落合町近似 93-1	陸上競技場兼野球場
4	有漢農村公園	有漢町有漢 7996-1	芝生広場
5	有漢スポーツパーク	有漢町有漢 7996-1	多目的グラウンド、補助グラウンド、グラウンドゴルフ場
6	有漢総合グラウンド	有漢町有漢 3349	多目的グラウンド
7	なりわ運動公園	成羽町成羽 1860	野球場、多目的グラウンド
8	高梁市民体育館	落合町近似 267-7	競技場、格技場、クライミングルーム
9	有漢体育館	有漢町有漢 3387	
10	成羽体育館	成羽町成羽 2251-1	
11	成羽武道館	成羽町下原 884	
12	成羽ミニスポーツセンター	成羽町成羽 2796-4	ビリヤード場、ウエイトトレーニング場、フロアリング場
13	高梁市民プール	落合町近似 93-1	
14	川上総合運動公園	川上町地頭 1730	体育館、テニスコート、多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場

令和 8（2026）年 3 月現在 ※令和 8 年 3 月末で廃止する施設を除く



《 発行 》 高梁市教育委員会事務局 教育総務課 総務係
〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地
TEL (0866) 21-1500 / FAX (0866) 21-1510